

新選管告示第 3 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定による選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数は次のとおりである。

- 1 地方自治法第 7 4 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第 7 5 条第 1 項の規定による事務監査の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数

4 3 4 人。

- 2 地方自治法第 7 6 条第 1 項の規定による議会の解散請求、同法第 8 0 条第 1 項の規定による議会の議員の解職請求、同法第 8 1 条第 1 項の規定による市長の解職請求及び同法第 8 6 条第 1 項の規定による副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

7, 2 2 9 人。

令和 8 年 9 月 1 日

新宮市選挙管理委員会委員長 津 呂 建 二